

本計画(案)へのパブリックコメント(意見公募)の結果

1 実施の概要

期 間：平成29年11月13日(月)から
平成29年12月11日(月)まで
意見応募者数：14人
意見応募数：90件
※件数については、組合の解釈により行ったものです。

2 意見に対する対応状況

対 応	件数(件)	備 考
反映済み 〔一部反映済み〕を含む	6	既に計画(案)に記載されている内容
反映する 〔一部反映する〕を含む	8	計画に反映する内容
参考意見	72	今後の事業への参考とする内容
その他	4	組合事業以外への内容
合計	90	

3 意見の分類

大分類	小分類	件数(件)
第1章 計画の目的及び概要	場所の選定、計画の延期	12
	目的・背景	1
第2章 計画諸元の検討・設定	施設規模	7
	排ガス、環境影響評価	10
	情報公開・地域要望等	1
第3章 処理方法の検討	処理方法	2
第4章 プラント設備計画及び土木建築計画	煙突高さ	10
	その他	4
第5章 事業方式	事業方式	2
第6章 財政計画	事業費	9
	市民参加、情報提供	10
その他	組合全体	12
	分別、排出方法	7
	その他	3
	合計	90

※分類については、組合の解釈により行ったものです。

4 市民説明会の参加者数

対 応	備 考	参加者数(人)
平成29年11月13日(月)午後7時から	衛生組合 4・5号炉大会議室	15
平成29年11月16日(木)午後2時から	武蔵村山市役所 中部地区会館403集会室	7
平成29年11月17日(金)午後7時から	衛生組合 4・5号炉大会議室	7
平成29年11月18日(土)午前10時から	東大和市役所 会議棟第6会議室	14
平成29年11月19日(日)午前10時から	小平市役所 中央公民館学習室4	10
平成29年11月19日(日)午後2時から	衛生組合 4・5号炉大会議室	3
合計		56



5 ご意見等と組合の見解について(抜粋)

意 見	衛生組合の見解
1 建設用地について、3市の中から候補地をあげ、再検討をする。現施設を延命化し、予定を遅らせても全体計画を見直す。	本施設の建設用地については、行政資源の有効活用の観点から、現敷地について検討し、可能であるとの結論に至ったため、3市と協議のうえ、現在の場所を計画することとしました。次のごみ焼却施設の更新においては、3市全域から候補地を検討すべき時期が来ると考えます。現施設は、稼働から、3号ごみ焼却施設が40年以上、4・5号ごみ焼却施設が30年以上経過し、25～30年といわれるごみ処理施設の稼働年数を超え、老朽化しています。3号ごみ焼却施設は、多摩地域では最も古く、また、稼働年数が40年を超えるごみ焼却施設は、全国的に見てもごく少数です。組合の施設は3市地域に1つしかない施設であり、3市35万人の排出するごみを安定的に処理するためには、更新時期を遅らせることができないことから、今回ご提示したスケジュールで事業を進めていきます。
2 施設規模の設定に関して、平常時のごみ量に、災害廃棄物量を上乗せ(10%)する必要はないのではないか。	平成25年5月に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」では、東日本大震災で発生した大量の災害廃棄物の処理が大きな社会問題となったことを踏まえ、通常の廃棄物処理に加え、一定期間で災害廃棄物の処理が完了するよう、一定程度の余裕をもった焼却施設の能力を維持することが重要としています。災害廃棄物の処理量の割合は、施設規模や災害廃棄物量の違い、又は災害廃棄物の処理期間の考え方など、各団体によって割合が異なっていると考えられます。災害廃棄物量10%は、過大な施設規模とならない範囲で、平常時の安定的な連続運転を考慮し設定したのですが、ごみ搬入量が変動した場合や、他団体との相互支援に活用できると考えています。相互支援体制は、支援を受ける場合だけでなく、支援する場合も想定する必要があります。
3 自主基準値をトップレベルにするべき。	大気汚染については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、科学的知見を基に十分な安全を見込んで環境基準が定められています。この環境基準を達成するために、排ガスに対する法規制値が定められており、本施設では、より厳しい自主基準値を設定しました。この自主基準値は、東京二十三区清掃一部事務組合などの既に稼働実績のある施設において採用されている全国的に見ても高水準の値であり、本計画でお示ししたとおりとします。
4 住民の健康を考え、煙突高さを100mとする。	大気汚染については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、科学的知見を基に十分な安全を見込んで環境基準が定められています。また、この環境基準を達成するために、施設からの排出基準値が定められています。本施設では、排ガスによる影響を極力防止するため、信頼性の高い公害防止設備を導入し、排出基準値より厳しい自主基準値を定めるとともに、施設の稼働においては自主基準値より更に低減した運転管理値を定め、これを目標として運転管理を行うなど、環境保全対策の充実を図ります。煙突の高さ(59.5mと100m)について、地上に到達する排ガス濃度を計算により比較したところ、識別できるほどの差はなく、どちらも環境基準を大幅に下回る結果となっています。ただし、周辺の高い建物や煙突自身により発生する風の渦や下降気流により短期的に地上の物質濃度が上昇する場合もあることから、短期的な影響については、別途実施する環境影響評価の中で風洞実験により検証します。煙突の高さは、この検証により必要となった場合、見直すこととします。
5 事業費があいまいであるため、詳細を明記する。事業費が高すぎる。運営維持管理費、ごみ処理支援費を明記する。	ごみ焼却施設は、プラントメーカー独自の技術を基に建設する高度な専門性を有する施設です。したがって、一般の公共施設のように発注者が図面を示し(設計し)、業者に発注する方式ではなく、発注者側が施設に必要とされる性能等の水準(要求水準書)を示し、設計を含めた施工契約締結を行う、性能発注方式が一般的です。本計画は、この要求水準書を作成する前段階で、必要な基本事項を定めたもので、事業費については、複数のプラントメーカーの見積を参考に建設費を概算としてお示ししています。建設費について、全国の平成28年度契約実績では、施設規模が100t/日以上の清掃工場の建設に係る施設規模単価は、トン当たり約9千7百万円(消費税8%含む)となっています。本計画で提示した建設費258億円(消費税10%含む)は、施設規模単価は、トン当たり約1億7百万円(消費税8%含む)であり、詳細な仕様が決まっていない基本計画段階では、近年の建築費の動向を踏まえると、妥当な金額であると考えます。なお、ごみ処理支援や運営に係る費用については、詳細な支援量、運営方式、要求水準書などが定まった段階で詳細検討を行い、全体事業費を算出します。※要求水準書とは、施設に必要とされる性能・機能等を示したもので、一般的には仕様書に相当するものです。しかし、要求水準書においては請負者の創意工夫を活かす余地を残すことにより、事業費の縮減や、サービスの向上を期待するところが、一般の仕様書とは異なっています。

発行 小平・村山・大和衛生組合

(小平・村山・大和衛生組合は、小平市、東大和市、武蔵村山市の3市の市民生活から出るごみを処理する清掃工場を管理運営する一部事務組合(特別地方公共団体)です。)

〒187-0033 東京都小平市中島町2番1号 TEL 042-341-4345 FAX 042-343-5374 平成30年3月発行

小平・村山・大和衛生組合



特集号
No. 45

小平・村山・大和衛生組合は、3市のごみを処理している清掃工場です。

(仮称)新ごみ焼却施設整備基本計画を策定しました

衛生組合では、小平市、東大和市、武蔵村山市の3市から排出される可燃ごみの焼却処理と、不燃ごみ・粗大ごみの破碎・選別処理を、衛生組合の敷地内にあるごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設で行っています。現在の施設は、いずれも稼働開始から30～40年を経過し、すでにごみ処理施設の一般的な稼働年数を超えていることから、今後のごみ処理に支障が生じることがないように、新たな施設の整備が喫緊の課題となっています。

現在、衛生組合では、新たな施設として3つの施設の整備事業を進めており、1つ目の資源物中間処理施設については、平成31年度(2019年度)からの稼働、2つ目の(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設については平成32年度(2020年度)からの稼働を目指して整備を行っています。

既存ごみ焼却施設に代わる施設として、3つ目の(仮称)新ごみ焼却施設(以下「本施設」といいます。)については、ここで、「(仮称)新ごみ焼却施設整備基本計画(以下「本計画」といいます。)」を策定いたしました。

本計画は、施設整備に必要な基本事項を定めたものであり、策定にあたっては、「小平・村山・大和衛生組合のごみ処理事業に関する連絡協議会」及び「新ごみ焼却施設の整備に係る懇談会」を開催し、いただいた意見をふまえ、3市と協議の上、衛生組合においてとりまとめたものです。

今号では、本計画の概要と、先に実施したパブリックコメントの結果についてお知らせいたします。



<写真:衛生組合(小平市中島町2-1)を撮影>

(仮称)新ごみ焼却施設整備基本計画の概要について

●施設設備に係る基本事項

1 整備方針

本施設は、「周辺環境と調和し、地域に親しまれ、市民から信頼されるごみ処理施設」を目指し、以下の6つの整備方針を持って整備を進めます。

整備方針

- (1) 安全・安心かつ安定的に処理が可能な施設
- (2) 環境に配慮した施設
- (3) 市民に親しまれ、地域に貢献できる施設
- (4) 工事期間中のごみ処理支援量の削減
- (5) 地域住民との信頼関係の継続
- (6) 経済性に優れた施設



2 処理対象物

3市から排出される可燃ごみ及び不燃・粗大ごみ破砕残さ

【不燃・粗大ごみ破砕残さ】

(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設では、埋立処分量の削減、リサイクル率の向上(資源化)等を目的として、不燃ごみ及び粗大ごみから小型家電や危険物・有害物を手選別で取り除いた後、破砕処理を行い、鉄・アルミを資源化します。この残りを不燃・粗大ごみ破砕残さといいます。

3 建設予定地

現在の組合事業用地(小平市中島町2番1号)において、ごみ処理の安定性の確保と、ごみ処理支援量の削減を図るため、処理能力の大きい4・5号ごみ焼却施設を稼働させながら、3号ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設等を解体撤去し、その跡地に建設します。

4 施設規模

本施設の規模は、3市の一般廃棄物処理基本計画をもとに、3市のごみ減量施策や災害廃棄物の処理を勘案し、過大な規模とならず、平常時においても安定的な運営が確保できる規模として、表のとおり設定しました。

〈施設規模〉

施設規模	236t/日(1炉あたり118t/日×2炉)
施設規模の考え方	平常時の計画年間日平均処理量(164.27t/日)に、災害廃棄物の処理量(平常時ごみ量の10%)を加え、焼却炉の定期点検・補修等による停止期間を考慮して設定

5 公害防止基準

本施設の公害防止基準は、以下のとおり設定します。

(1) 排ガス

排ガスについては、大気汚染防止法等により施設からの排出基準が定められています。本施設では、法令等による規制値より厳しい自主基準値を表のとおり設定します。さらに、本施設の稼働においては自主基準値より厳しく運転管理値を定め、これを目標として運転管理を行うなど、環境対策を充実します。

〈表 自主基準値〉

項目	法規制値*1	自主基準値	既存施設の基準値(参考)	
ばいじん	g/m ³ N	0.04	0.01	0.02
塩化水素	ppm	430	10	150
硫酸酸化物	ppm	約850(K値規制)*2	10	45
窒素酸化物	ppm	250	50	125
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.1	0.1	0.5
水銀*3	μg/m ³ N	30	30	-

値は酸素濃度12%換算値です。
 ※1：大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法
 ※2：環境基準が達成されるよう排ガスが地上に到達する最大の濃度を制限し、この指標として地域毎にK値が定められています。硫酸酸化物の許容排出量は煙突の高さ、排ガス量及びK値から算出されます。当地域はK値=6.42
 本計画概要から算出した濃度は約850ppmと試算されます。
 ※3：水銀の法規制値は、平成30年4月1日施行。

(2) 騒音・振動

本施設の稼働に伴う騒音及び振動は、敷地境界線において、法令に基づく規制値を順守するものとします。

〈騒音の公害防止基準値(敷地境界基準)〉			〈振動の公害防止基準値(敷地境界基準)〉	
昼間	朝・夕	夜間	昼間	夜間
8時~19時	朝:6時~8時 夕:19時~23時	23時~6時	8時~20時	20時~8時
50 dB以下	45 dB以下	45 dB以下	65 dB以下	60 dB以下

(3) 臭気

本施設の稼働に伴う悪臭は、法令に基づく規制値を順守するものとします。

〈悪臭の公害防止基準値〉

敷地境界線(第1号規制基準)	気体排出口(第2号規制基準)	排水(第3号規制基準)
臭気指数*1 12以下	臭気排出強度*2	臭気指数 28以下

※1：臭気指数：人間の感覚で臭気を感知できなくなるまで希釈した場合の倍数を臭気濃度と言い、この臭気濃度を人間の感覚量に換算したものです。臭気指数=10×Log(臭気濃度)
 ※2：臭気排出強度：排出口から排出された臭気が地表に着地したときに、敷地境界線に規制される臭気指数を満足するよう排出口において規定される臭気量(mN/分)のことを言います。

●災害発生時及び地域要望等への対応

1 強靱性の確保及び地域への貢献について

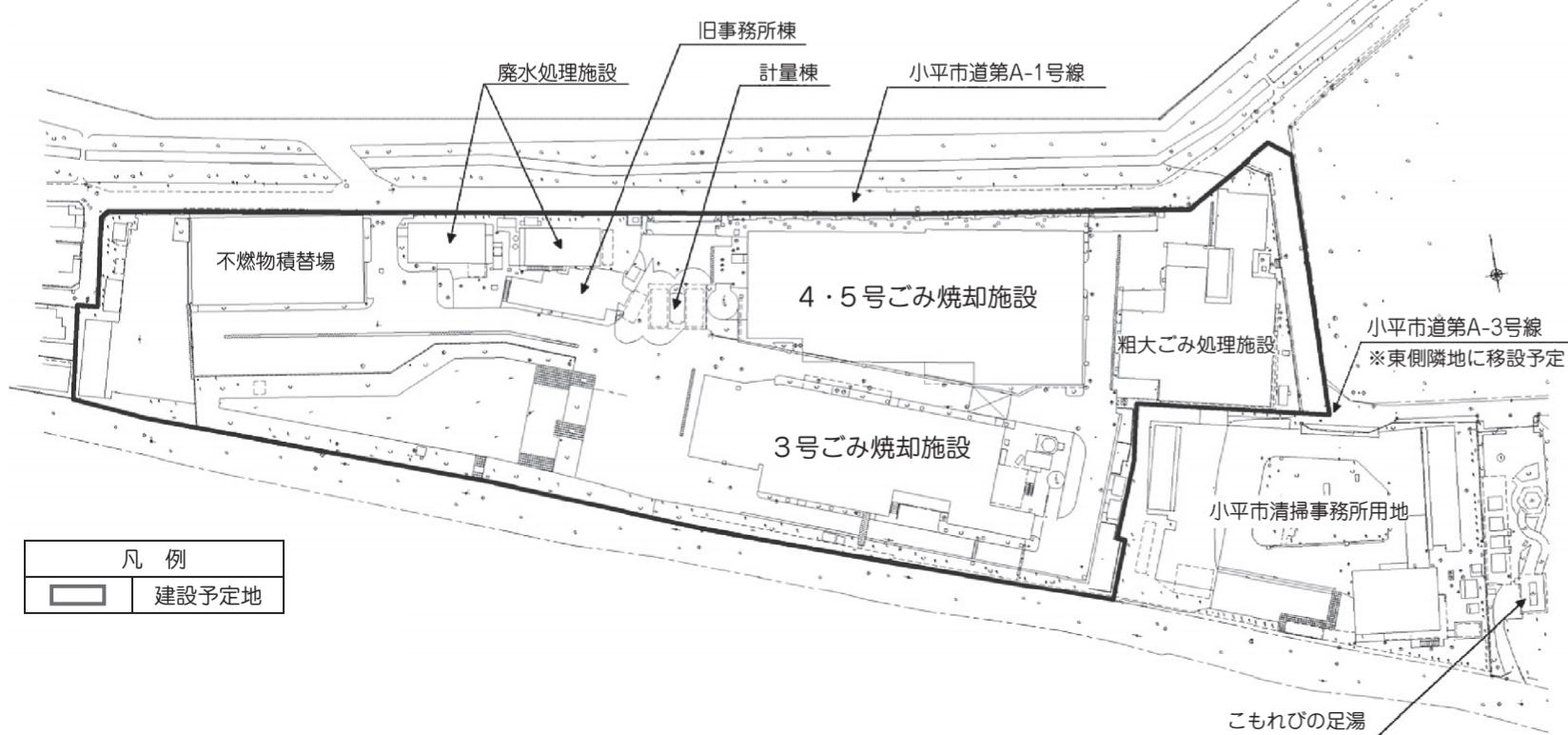
国の「廃棄物処理施設整備計画」に基づき災害対策を強化するため、地域の核となる廃棄物処理施設においては、施設の耐震化等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保します。

2 地域防災への貢献

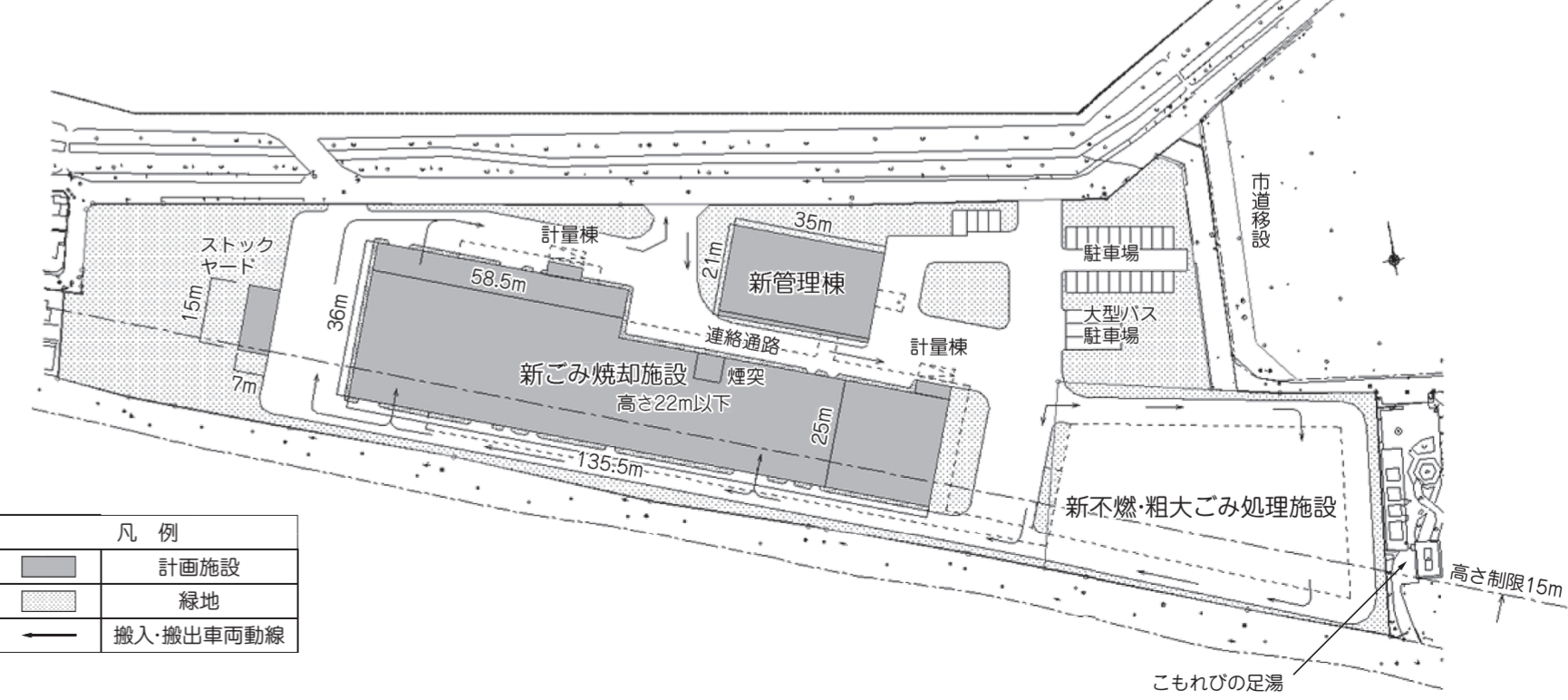
本施設は、地域防災への貢献について、小平市の各種防災に関する計画等と整合を図りながら検討します。

●建設予定地の現状としゅん工後の配置

〈建設予定地の現状(平成29年度)〉



〈本施設しゅん工後の配置図(案)(平成39年度)〉



3 情報公開及び地域要望等への対応

本施設の整備・運営にあたっては、地域住民及び3市市民との信頼関係の維持・向上を図るため、双方向に情報交換が可能なコミュニケーション機会を創出します。

●焼却方式等及びプラント設備

1 焼却方式及び焼却炉の炉数

本施設の施設規模に該当する一般廃棄物の焼却方式については、ストーカ式と流動床式がありますが、2つの方式を比較・評価した結果、いずれの方式でも要件を満たしているため、競争性が確保されるよう1つの方式に限定せず、メーカー提案により選定するものとします。また、焼却炉の炉数は、敷地条件を踏まえ2炉とします。

2 プラント設備

ごみ焼却熱を有効利用するためボイラを設置し、発電や温水として場内及びこもれびの足湯に活用します。発電電力は、本施設、(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設及びこもれびの足湯の全ての電力を賄うとともに、余剰電力を電力会社に売却します。排ガス中のばいじん、窒素酸化物、硫酸酸化物、塩化水素などの有害物質は、ろ過式集じん器及び脱硝設備を設け、薬剤を噴霧することにより除去します。煙突高さは、生活環境への影響、景観への影響、コストの要因を踏まえ、既存3号ごみ焼却施設と同じ「59.5m」を基本とします。ただし、周辺の高い建物や煙突自身により発生する風の渦や下降気流により短期的に物質濃度が上昇する場合もあるため、短期的な影響について、別途実施する環境影響評価の中で風洞実験等により検証し、必要に応じて見直すこととします。

●全体スケジュール

項目	年度	平成30年度(2018)	平成31年度(2019)	平成32年度(2020)	平成33年度(2021)	平成34年度(2022)	平成35年度(2023)	平成36年度(2024)	平成37年度(2025)	平成38年度(2026)	平成39年度(2027)
3号ごみ焼却施設の稼働期間											
4・5号ごみ焼却施設の稼働期間											
環境影響評価		予測・評価						事後評価			
解体工事				粗大・廃水処理施設、旧事務所棟、3号ごみ焼却施設						不燃物積替場、4・5号ごみ焼却施設	
建設工事								試運転			管理棟 周辺設備
稼働開始											